

中小企業向け融資制度

市では、中小企業の振興と経営の安定を図るため、中小企業を営む方を対象に、事業に必要な資金をあっ旋する制度を設けています。

令和 8 年 4 月 1 日現在

名称	融資対象	限度額	期間 (据置)	利率	利子補助	保証料 補助	保証人
小口資金融資 あっ旋制度 (一般小口)	● 市内に住所又は事業所を有し、1 年以上同一事業を営んでいること ● 市税等を完納 ● 中小企業信用保険法施行令第 1 条に定める業種等	1,250 万円	設備 12 年 (12 ヶ月) 運転 10 年 (6 ヶ月)	1.7%	利息の 20%	相当額	個人事業主は不要 法人は保証協会の 定めるところによる
小口資金融資 あっ旋制度 (特別小口)	上記条件のほか、 ● 従業員 20 人以下(商業・サービス業は 5 人以下) ● 市県民税に所得割(法人は法人税割)があり、完納していること等 ● 個人にあっては市の住民票の届出をしてから、法人にあっては市内に登記をしてから 1 年以上経過していること等	1,250 万円	設備 12 年 (12 ヶ月) 運転 10 年 (6 ヶ月)	1.7%	利息の 20%	相当額	不要
中小企業近代化 資金融資あっ旋 制度	一般小口融資の要件と同様のほか、 ● 営業内容が堅実であること等	3,000 万円	設備 12 年 (12 ヶ月) 運転 10 年 (6 ヶ月)	2.0%	利息の 10%	相当額	個人事業主は不要 法人は保証協会の 定めるところによる

取扱金融機関（お申込みの際には、事前に金融機関へご相談ください。）

埼玉りそな銀行（春日部・春日部西口・庄和の各支店）、群馬銀行春日部支店、足利銀行春日部支店、栃木銀行武里支店、武蔵野銀行（春日部・武里・藤ヶ丘・庄和の各支店）、埼玉縣信用金庫（春日部・豊春・春日部西口の各支店）、川口信用金庫（一ノ割・春日部の各支店）

お問い合わせ

商工観光課 企業誘致担当 電話番号 048-797-8029

セーフティネット保証制度

セーフティネット保証制度とは

取引先等の再生手続等の申請や事業活動の制限、災害、取引金融機関の破綻、全国的に業況が悪化している業種を営んでいる等、経営の安定に支障をきたしている中小企業者について、保証限度額の別枠化等を行う制度です。

この制度を利用するには、中小企業信用保険法第2条第5項第1～8号のいずれかに該当し、登記上の住所地又は事業実態のある事業所の所在地(個人の場合は事業実態のある事業所の所在地)の市区町村から中小企業信用保険法第2条第5項の規定に基づく「特定中小企業者」の認定を受ける必要があります。

認定手続き

登記上の住所地又は事業実態のある事業所の所在地(個人の場合は事業実態のある事業所の所在地)の市区町村へ指定様式の認定申請書に必要な書類を添付して申請してください。認定後には、希望の金融機関または所在地の信用保証協会へ保証付き融資を申し込むことが必要です。

問い合わせ・利用の多い認定要件

セーフティネット保証5号(イ)共通

申請する中小企業が、法人の場合は登記上の住所地又は事業実態のある事業所の所在地、個人事業者の場合は事業実態のある事業所の所在地が春日部市内であり、経済産業大臣の指定を受けた不況業種(以下「指定業種」※)を営んでおり、最近3ヶ月の売上高又販売数量(以下「売上高等」)が、前年同期より5%以上減少していることが必要です。

※指定業種は指定期間の経過により変更になることがありますので、中小企業庁公式ホームページでご確認ください。

上記要件を満たした上で、指定業種を営んでいる状況により申請書の様式が異なります。

様式イ-①

1つの指定業種に属する事業のみを営んでいる場合、または兼業者で、営んでいる複数の事業が全て指定業種に属する場合

様式イ－②

指定業種と非指定業種を兼業している場合であって、最近３か月における指定業種の売上高が企業全体の売上高の５％以上を占めており、かつ企業全体と指定業種それぞれの最近３か月の売上高が前年同期に比して５％以上減少していること。

制度の詳しい内容などは、中小企業庁公式ホームページ「セーフティネット保証制度」のページをご覧ください。

お問い合わせ

商工観光課 企業誘致担当 電話番号 048-797-8029